

令和8年度農場防疫対策支援事業のお知らせ

家畜伝染病予防法により家畜飼養者は、以下のことが**義務**となっています！！

- 消毒設備の設置（農場出入口、畜舎）
- 野生動物等からの病原体の侵入防止（防鳥ネット等）



～伝染病の発生予防のため、地域一体となった取組みを推進します～

口蹄疫、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防のため、ねずみ等の野生動物の侵入防止・駆除など農場のバイオセキュリティ向上に対する取組を支援します。

事業の概要

1. 地域協議会の開催

当該地域における農場防疫に係る課題を把握し、必要な対策を検討するため、行政、家畜の所有者、獣医師等の関係者による地域協議会を開催。

2. 農場防疫対策の普及等



地域協議会の結果を踏まえ、地域一体となった野生動物の侵入防止・駆除や防鳥ネット、消毒機器等の資材の整備等、農場防疫対策のための取組を推進。

例) 動力噴霧器、高圧洗浄機、移動式簡易車両消毒装置などの消毒機器、防鳥ネットなど

事業実施主体

(資材の購入、整備、管理の監督を行う)

市町村衛生指導協会等

補助率

1 / 2 以内

事業スケジュール (目安)

R7.9月	R8年度要望調査〆切
R7.10～12月	内訳書の事前確認（事業の該当確認等）
R8.5月	要望があった市町村に対し、計画承認申請書の提出を依頼
R8.6～7月	計画承認、交付決定
R8.7～10月	資材整備、実績報告、補助額確定

予算額 (参考)

令和7年度当初
16,000千円